

宝塚市地区防災計画作成マニュアル
【概要版】

令和6年（2024年）4月
宝塚市

はじめに

平成7年（1995年）1月に発生した阪神淡路大震災において、発災害直後の救助活動の中心は地区住民であり、その後の避難所の運営等被災者の生活支援についても地区住民が大きな役割を担ってきました。

また、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災では、自治体そのものが甚大な被害を受け、被災者の救済・支援活動を含め、初期段階の行政の災害対策機能は完全に麻痺した状況でした。一方で、「釜石の奇跡」と賛辞された住民等の行動が人命被害を最小限に抑制した事例に象徴されるように、平素の防災教育や訓練・地区の防災リーダーの育成等の住民主体の取組の重要性が改めて認識されることとなりました。

このような、発災時（特に大規模かつ広域）における「公助」の限界と地区コミュニティを主体とした「自助・共助」の重要性を踏まえ、平成25年（2013年）に災害対策基本法（以下「災対法」という。）が改正され、地区コミュニティの計画的・体系的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本市においても、地区コミュニティ活動が活発化する中で、東日本大震災発生時以降住民の間にも一層の防災意識の高まりがみられ、一部の地区においては防災計画・防災マップづくりや防災学習・防災訓練の実施など、地区防災力の向上にむけた取り組みが熱心に進められています。

これらを踏まえ、本市全域において、それぞれの地区の特性を踏まえた自主的・自律的な「地区防災計画」の作成を促進することを目的として平成27年（2015年）3月に「宝塚市地区防災計画作成マニュアル」を定め、平成28年（2016年）7月、平成30年（2018年）1月、令和2年（2020年）11月、令和6年（2024年）4月に一部改正しました。

このリーフレットは、当該マニュアルの概要を記載しています。

1 本市域における「地区防災計画」の作成の基本方針

1) 「地区防災計画」は地区居住者等からの提案を基本とします

- ・災対法の規定では「地区居住者等が提案することができる」とされていますが、「地区防災計画」が『自助』、『共助』を中心とした「地区居住者等の自発的な防災計画」であることに鑑み、地区居住者等において自主的に作成・提案することを基本とします。

2) 「地区防災計画」は自治会等の地区コミュニティ活動の実績が認められる範囲を対象とします

- ・「地区防災計画」が対象とする範囲については、災対法に特段の定めはありませんが、当該計画の目的や定める内容等から、平時より地区コミュニティ活動が行われている自治会等の一定のまとまりのある範囲を対象とする必要があります。さらには、平常時の防災訓練や避難所となる小中学校を含む避難訓練の内容なども考慮して、範囲を決定することが望ましいと思われます。

3) 「地区防災計画」に定めることが望ましい標準的な内容について「個別地区防災計画例」を示します

- ・各地区で作成される「地区防災計画（案）」は、対象地区及び組織の規模やコミュニティの成熟度などによって、計画内容にも差異が生じることが予測されます。このことから、地域防災計画に定める「地区防災計画」として必要と考えられる標準的な項目・内容について記載した「個別地区防災計画例」を示すこととします。（マニュアル本編に添付：市のHPにも掲載）
- ・「個別地区防災計画例」に定める主な項目は以下の通りです。
 - ①名称
 - ②地区防災計画の作成趣旨・目的など基本方針
 - ③策定主体の種別、規模、構成員
 - ④地区の特性、地区防災計画が対象とする災害
 - ⑤「平常時」の取組、「災害時（非常時）」の取組（防災・減災対策）
 - ⑥避難行動要支援者（災害時要援護者）の支援の取組
 - ⑦地図（防災マップ）を同時に作成する（視覚的に地区特性を把握するため）
 - ⑧計画策定後の研修、訓練の実施の考え方

4) 「計画提案」についての手続きを定めます

- ・災対法施行規則第1条の規定を踏まえ、「計画提案」に必要な手続きの詳細を定めます。（手続きの概要は3を参照）

5) 「地区防災計画」の案の作成のための支援制度等を設けます

- ・現行の「地域版防災マップ作成補助金制度」及び「宝塚市防災アドバイザー派遣事業」等の利用などによる「地区防災計画」の案の作成支援、計画に基づく地区の防災訓練実施への支援などを行います。

注）この計画の対象の範囲を表す表現に「地域」と「地区」がありますが、法令では「地区」を使用していることから、マニュアル本編や概要版においても固有名称や他の資料等の引用部を除いて「地区」を使用します。

2 計画作成に際しての留意事項

1) 多様な主体の参加により計画を作成します

- ・当該地区に関係する多様な主体や多様な世代の参加の元で計画を作成していきます。

2) 「自助」、「共助」の仕組みづくりを基本とします

- ・当該地区居住者等が自ら又は相互に連携・協力して地区の防災力を向上するための仕組みを定めます。

3) 次の視点を踏まえた「適切な情報」の収集・発信と「適切な行動」の実践につながる計画とします

- ア 災害を知る
 - ・自分が住んでいる地区で起こる災害について前兆や避難の基本方法を知る。
- イ 地区を知る
 - ・災害危険箇所や脆弱な施設等を把握し、ハザードマップを作成・熟知、避難行動要支援者（災害時要援護者）対策や避難所の妥当性などを知る。
- ウ 知識を活かす
 - ・恒常的な自主防災活動などを通じて、防災・減災対策を日常的に実施することで、災害時に発揮できる知識や技能を修得する。

4) 作成スケジュール・計画の決定手続きなどを示します

- ・作成する計画を地区全体で共有するため、必要な作成スケジュールや地区の計画として定める手続きを決定します。
- ・あわせて、宝塚市地域防災計画への「計画提案」についても決定します。

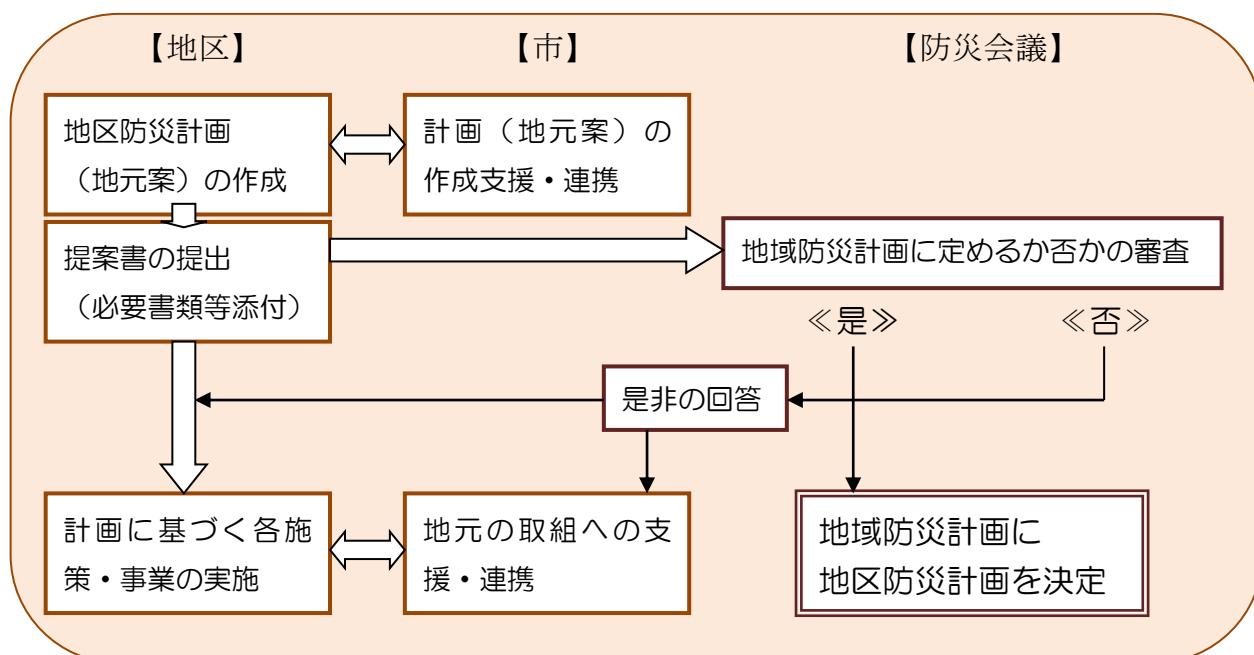
※「地区防災計画・地域版防災マップの作成行程（例）」についてはマニュアル本編の別添—1 参照

5) 専門家（行政職員、防災アドバイザー等）からの意見聴取を行います

- ・行政の出前講座や防災アドバイザーの派遣などにより専門的な意見も活用しながら計画を作成します。

3 地区防災計画を地域防災計画に定めることを提案（計画提案）する手続き

1) 「計画提案」の手続きフロー



2) 計画提案に必要な書類・資料等

(1) 提案書

(2) 地区防災計画（地元案）

(3) 申請者の資格証明書

ア 宝塚市民の場合

○申請者全員について住所が記載された本人確認書類（官公署発行の書類）

- ・申請者が地区防災計画（地元案）の対象地区内の住民であることを確認するため。（住民票または、運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等の写し）

イ 法人の場合

○法人の登記事項証明書

- ・申請者が地区防災計画（地元案）の対象地区内に事業所等を有する法人であることを確認するため。

3) 提出期限

○毎年11月末までに受理した提案について、翌年度の防災会議に付議します。

4) 提案者への決定通知

○防災会議は、提案を受けて同地区防災計画（地元案）を地域防災計画に定めることの是非を決定した場合に、その結果を提案者に通知します。

4 地区防災計画の見直し・更新

1) 計画策定後の取組み

- ・宝塚市地域防災計画に「地区防災計画」が定められた場合は、地区居住者等は当該地区防災計画に基づき防災活動を実施するよう努めなければならないこととされており、地区においては、平常時における地区の防災機能の向上、災害時の「自助」、「共助」の充実に向け、防災学習、防災訓練、物品の備蓄などに取り組むこととします。
- ・市は、地元の取組を支援するとともに、情報の提供、物資・資材の供給、避難所機能の拡充、他の機関との連携など、地区防災力向上のための取組みを推進します。

2) 計画の見直し・更新

- ・1) の取組を行っていく中で、必要に応じて適宜計画を見直すこととします。
- ・この見直しにおいて、当初計画と見直した計画に大きな差異を生じた場合（ここでいう計画の見直しには役員の変更などは含みません。）には、3) の「見直した計画の宝塚市地域防災計画に定めることの提案」も検討します。

3) 見直した計画を宝塚市地域防災計画に定めることの提案

- ・計画の見直しにかかる「計画提案」については、3の「地区防災計画を宝塚市防災計画に定めることを提案（計画提案）する手続き」に準じます。

5 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援、市における「具体的事業計画」の作成

1) 防災学習会等開催支援

(1) 出前講座

- ・地区の防災学習会等に市職員を派遣します。

(2) 宝塚市防災アドバイザー派遣

- ・地区の防災学習会等に、市に登録された防災士等の「防災アドバイザー」を派遣します。

2) 地域版防災マップの作成支援

- ・地区防災計画の作成過程で、地域版防災マップが必要となった場合の作成を支援するための補助金を交付します。

3) 地区の防災訓練の実施等への支援

(1) 市職員の派遣

- ・地区の防災訓練の実施に市職員を派遣し、訓練の進行等についてアドバイスするとともに、地区と行政との連携についても相互に協力します。

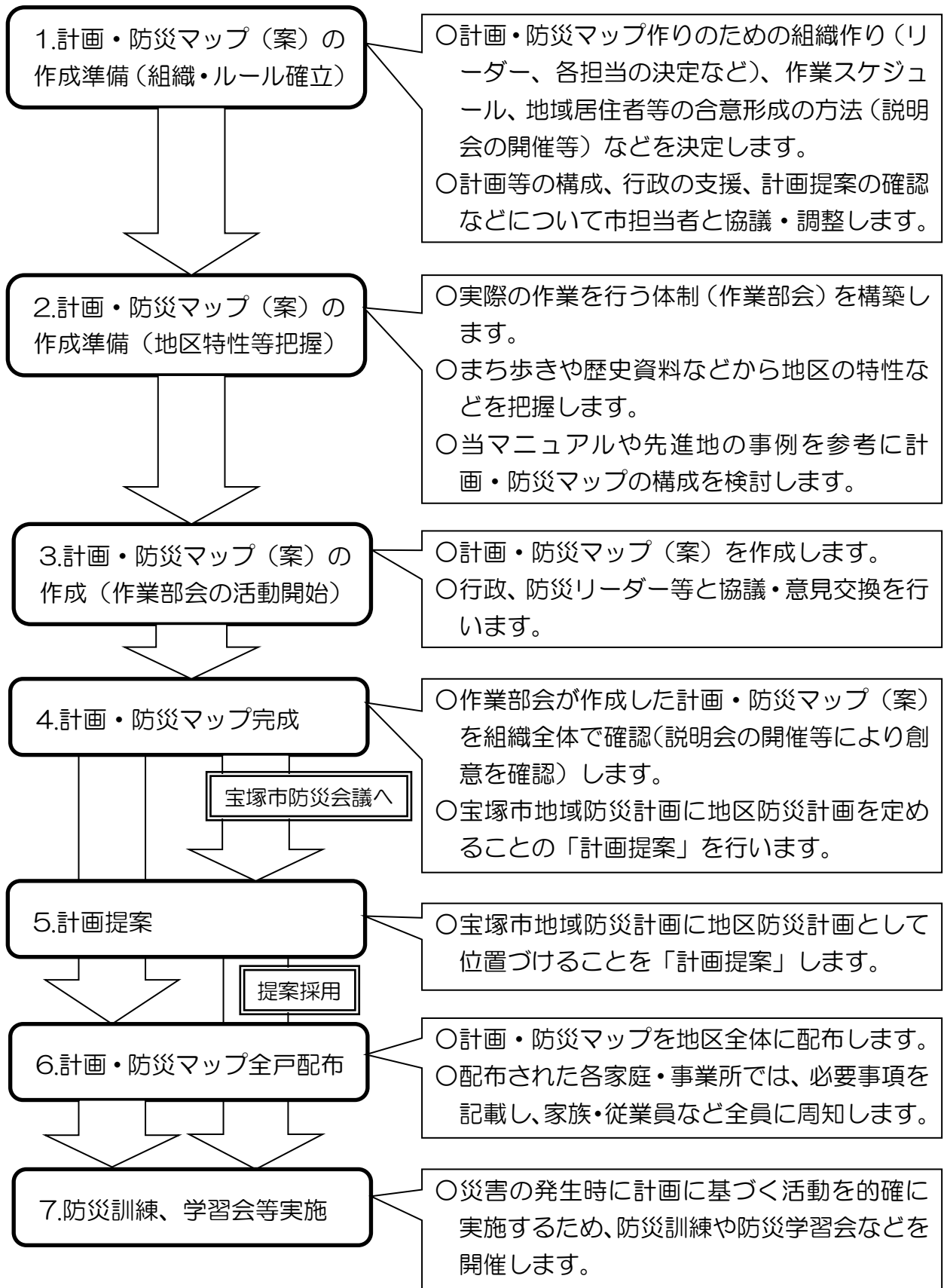
(2) 防災資機材の貸与、備蓄食糧の供与

- ・地区の防災訓練の実施に必要な市が保有する防災用品及び備蓄食糧などを貸与及び供与します。

4) 「具体的事業計画」の作成

- ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第2項において、「市町村は地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画（具体的事業計画）を定めること。」とされています。
- ・地域防災計画に地区防災計画が定められた場合に、市は、当該地区防災計画を踏まえて「具体的事業計画」を定めます。

別添一1：地区防災計画・地域版防災マップの作成行程（例）



市民の皆さんの協力と連携のお願い

大規模な災害が発生した際に、発災直後の市民の皆さんの初動期の行動の是非が命を守るための岐路になります。そのためには平常時からの備えが非常に重要です。

お住まいの地区の特性を把握するとともに、当該地区で発生が予想される災害を想定して、自らの命を守るための各家庭ごとの取り組み（自助）や地区全体での取り組み（共助）をあらかじめ計画として定め、地区全体で共有し、この計画に基づく防災訓練・避難訓練の実施、学習会の開催などにより、地区全体の防災力・減災力を高めていくことが不可欠です。

今般作成しました、「宝塚市地区防災計画作成マニュアル」を参考にいただき、市内の全ての地区において市民の皆さんが協力・連携してそれぞれの地区における「地区防災計画」の作成に取り組んで頂くことをお願いいたします。

宝塚市地区防災計画作成マニュアル（本編）は市のホームページに掲載しています。

（宝塚市ホームページ URL <https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>）

【このマニュアルおよび概要版に対するお問い合わせ先】

宝塚市役所 都市安全部 総合防災課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL 0797-77-2078（直通）

FAX 0797-77-2150

E-mail m-takarazuka0022@city.takarazuka.lg.jp